

公布された条例のあらまし

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三〇号）

- 1 歯科技工士法が改正され、「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改めることとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

- 2 この条例は、平成二十一年九月一日から施行することとした。

佐賀県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例（条例第三一号）

- 1 次の四条例について、職員等の通勤のための駐車場の使用料等の額等を定めることとした。

(1) 佐賀県行政財産使用料条例

(2) 佐賀県立都市公園条例

(3) 佐賀県漁港管理条例

(4) 佐賀県佐賀空港条例

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第三二号）

- 1 警察法施行令及び警察庁組織令が改正されたことに伴い、警務部の所掌事務を改めることとした。（第二条関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

- 1 唐津市立蔵木小学校瀬戸木場分校及び小城市立晴田小学校川内分校が廃止となったことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。（別表第一関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第三四号）

- 1 医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令が改正された

ことに伴い、引用条項及び引用語句を改めることとした。(第九条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(条例第三五号)

1 介護職員の更なる処遇の改善等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図るため、佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第二条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するため要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年一月三十一日限りその効力を失うこととした。

佐賀県自殺対策緊急強化基金条例(条例第三六号)

1 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、本県における自殺対策を緊急に強化するため、佐賀県自殺対策緊急強化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第二条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成す

るために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年一月三十一日限りその効力を失うこととした。

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例(条例第三七号)

1 地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成並びに木材及び木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中で、森林の間伐等及び間伐材その他の森林資源を活用した事業を実施することにより、本県における森林整備の加速化及び林業、木材産業その他の産業の再生を図るため、佐賀県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第二条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するため要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年六月三〇日限りその効力を

失うこととした。